基発第０４０１０１０号
平成１４年３月２８日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

労働福祉事業としてのアフターケア実施要領
の一部改正について

労働福祉事業としてのアフターケアについては、平成元年３月２０日付け基発第１２７号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（以下「１２７号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、平成１４年３月２８日付け基発第0401009号「アフターケアシステムに係る機械処理事務の一部改正について」により健康管理手帳台帳特別登記処理が廃止されることに伴い、１２７号通達の一部を別紙のとおり改正することとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　改正の要点

健康管理手帳台帳特別登記処理が本年３月３１日をもって廃止されることに伴い、健康管理手帳交付報告書（様式第１号、以下「報告書」という。）の様式中「特別登記処理」欄を削除したこと。

２　本通達の施行日及び施行に伴う留意事項

(1)　本通達は、本年４月１日（以下「施行日」という。）から施行すること。

(2)　施行日以後に労働基準監督署長が作成する報告書については、改正後の様式によること。

(3)　施行日前に既に作成されている改正前の様式による報告書については、施行日後において、改正後の様式による報告書とみなすこと。

（別紙）

１２７号通達の一部改正

様式第１号を次のように改める。

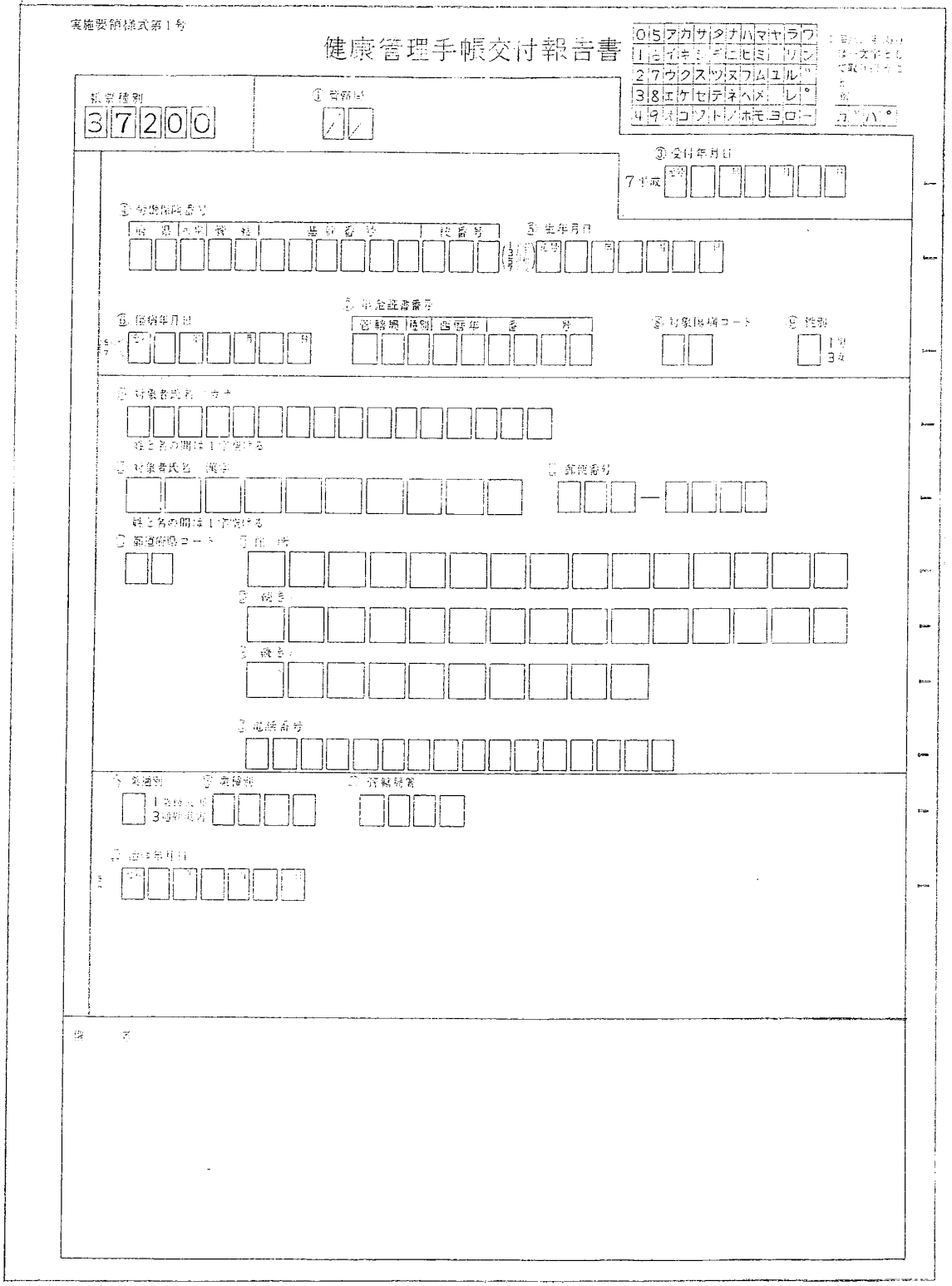

新旧対照表

改　正　後	改　正　前
様式第１号 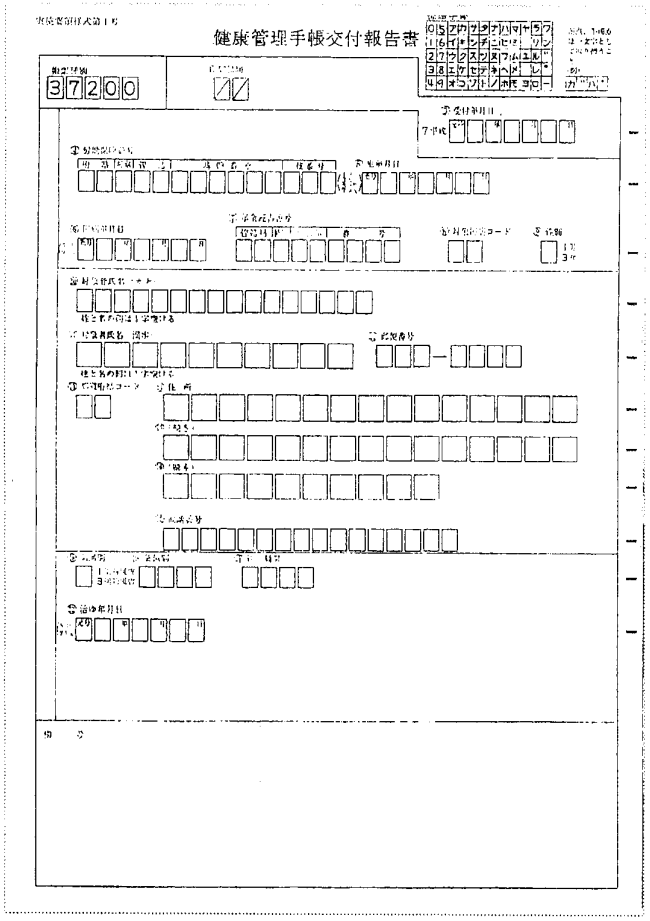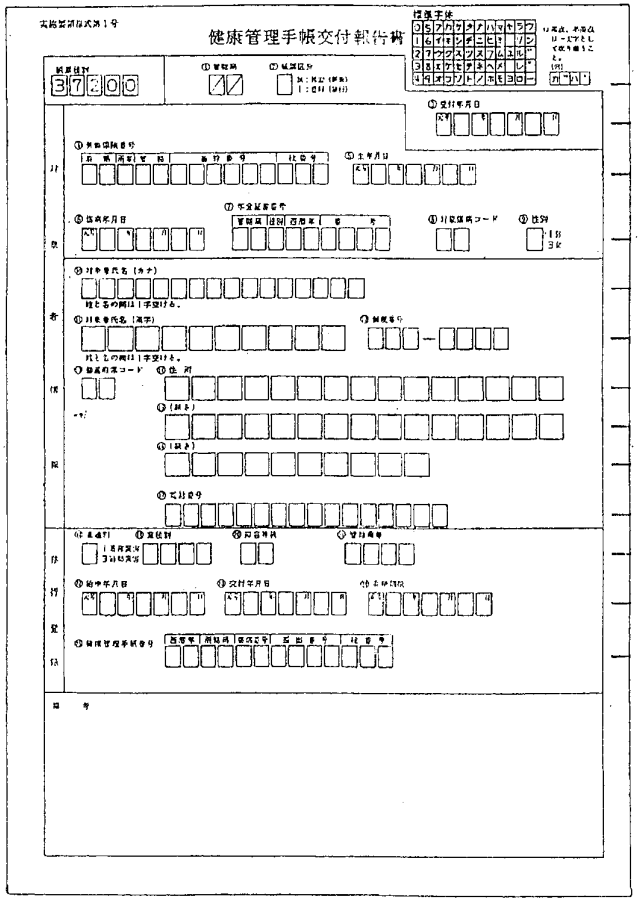 	様式第１号